

公表します 鞍手町職員の

給与

町民一人ひとりが安心して暮らせるよう町ではいろいろな仕事をしています。それらを担う町職員の給与は、条例や規則などの決まりに基づいて支給されています。基ついて支給されています。主な内容について次のとおり公表します。

① 人件費の状況 (平成 25 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成26年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
17,006 人	72 億 8937 万 4 千円	1 億 2,662 万 6 千円	10 億 9,342 万 7 千円	15.0%

人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています。

② 職員給与費の状況 (平成 25 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
114 人	4億6,101万7千円	6,207万5千円	1億7,018万1千円	6億9,327万3千円	608万1千円

- 1) 職員手当には、退職手当は含まれていません。
- 2) 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の普通会計の人数です。

③ 職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鞍手町	32 万 57 円	34 万 2,029 円	43.5 歳	30 万 8,300 円	31 万 3,800 円	55.8 歳
国	33 万 5,000 円	40 万 8,472 円	43.5 歳	28 万 7,992 円	32 万 6,611 円	50.1 歳

- 1) 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職と保健師職の職員を除いたものです。
- 2) 平均給料月額とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものであり、国家公務員の給与に準じて計算したものです。

④ 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
鞍手町	16 万 3,600 円	14 万 2,100 円	13 万 9,500 円
国	17 万 4,200 円	14 万 2,100 円	

国の大学卒初任給は、大学卒業程度試験適用の場合です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数10年以上15年未満	25 万 5,317 円	23 万 350 円	10 年以上 25 年未満 の高校卒の技能労務 職員は該当者なし
経験年数15年以上20年未満	30 万 6,643 円	26 万 8,933 円	
経験年数20年以上25年未満	36 万 200 円	31 万 9,831 円	
経験年数25年以上30年未満	38 万 3,133 円	35 万 9,133 円	30 万 8,300 円

- 1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。
- 2) 平成 26 年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

⑥ 期末・勤勉手当の状況

区 分		平成 25 年度支給割合			平成 26 年度支給割合		
		6 月	12 月	計	6 月	12 月	計
鞍手町	期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分
	勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	0.675 月分	0.825 月分	1.50 月分
国	期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分
	勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	0.675 月分	0.825 月分	1.50 月分

⑦退職手当の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度	1人当たり平均支給額
鞍手町	自己都合	21.62 月分	30.82 月分	43.7 月分	52.44 月分	2,292 万 5 千円
	勸奨・定年	27.025 月分	36.57 月分	52.44 月分	52.44 月分	
国	自己都合	21.62 月分	30.82 月分	43.7 月分	52.44 月分	
	勸奨・定年	27.025 月分	36.57 月分	52.44 月分	52.44 月分	

1) 1人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された金額です。

2) 平成 25 年 4 月から段階的に支給率の引き下げを行っています。

⑧その他の手当の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当の名称	内 容	1人当たり 平均支給年額	手当の名称	内 容	国の制度との異同
地域手当	平成 21 年度より廃止	0 円	扶養手当	配偶者 1 万 3,000 円、その他の扶養親族は 1 人につき 6,500 円	同
特殊勤務手当	危険・困難などに指定した業務に従事する職員に支給。伝染病防疫作業手当、行旅病人および死亡人取扱作業手当、し尿処理場作業手当がある	0 円	住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額 2 万 7,000 円を限度に支給	同
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した職員に支給	19 万 4 千円	通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例: 2 キロ以上 5 キロ未満の自家用車使用月額 2,000 円)	同

1人当たり平均支給年額は、平成 25 年度に支給された金額です。

⑨特別職の報酬などの状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

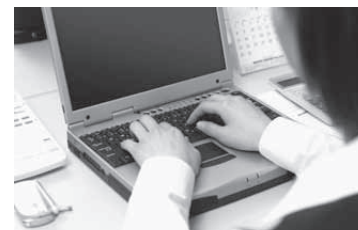
区 分	給 料		報 酬		
	町 長	副町長	議 長	副議長	議 員
報酬などの月額	69 万 8,000 円	61 万円	30 万 8,000 円	25 万 8,000 円	24 万 3,000 円
期末手当	(平成 25 年度支給割合) 6 月期…1.225 月分、12 月期…1.375 月分、計…2.60 月分 (平成 26 年度支給割合) 6 月期…1.225 月分、12 月期…1.375 月分、計…2.60 月分				

平成 23 年 4 月に特別職の報酬の改定を行いました。

⑩部門別職員数の増減状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

部 門		一般行政 (福祉関係を除く)								福祉関係			一般行政計
		議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	小計	民生	衛生	小計	
職員数 (人)	平成 25 年	3	29	10	0	5	2	11	60	31	7	38	98
	平成 26 年	3	29	10	0	5	3	12	62	28	7	35	97
	対前年増減数						1	1	2	△3		△3	△1

部 門		特別行政		公営企業など				総合計	
		教育	小計	病院	水道	下水道	その他		小計
職員数 (人)	平成 25 年	17	17	3	7	4	13	27	142
	平成 26 年	16	16	2	7	4	15	28	141
	対前年増減数	△1	△1	△1			2	1	△1



平成 25 年 4 月に病院事業及び介護老人保健施設事業は地方独立行政法人化し「地方独立行政法人くらて病院」となりました。

⑪一般行政職の級別職員数状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主 事	主任主事	主 査	主 幹	班 長	課 長	課 長	
職員数	5人	2人	38人	28人	15人	11人	0人	99人
構成比	5.0%	2.0%	38.4%	28.3%	15.2%	11.1%	0%	100%

鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑫職員の厚生福利制度の状況

職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況 (平成 25 年度決算)

受診者数	139人
町費負担額	88万1,232円



職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

主な事業	内 容
短期給付事業	病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付
長期給付事業	年金などの給付
福祉事業	健康の維持・増進に関する保健事業

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。
※鞍手町職員互助会に対する町からの補助金は平成 20 年度より廃止されています。

ちょっと疑問



給与に関する
2つの疑問に
お答えします。

Q 給料と給与、報酬はどう違うの？

A 給料とは、鞍手町の給与条例に規定している給料表に基づき支払われるものです。

給与とは、給料と諸手当を含めて支払われるものです。

また、報酬は議会議員や非常勤の特別職などに支払われるものをいいます。

Q ラスパイレス指数って何のこと？

A 地方公務員の給与水準を表す物差しです。

国家公務員の行政職の給料を 100 とした場合の値を算出することで、その地方自治体の給与の水準を図ることができます。

この指数は、自治体によって違いがあり、鞍手町の場合、一般行政職の職員のラスパイレス指数は 95.3 (平成 26 年 4 月 1 日現在) となっています。